平成23年度(2011年度)事業報告書

(平成23年4月1日~平成24年3月31日)

公益財団法人 東京エムオウユウ事務局

#### 第1章 はじめに

船の安全規制は、国際条約に基づき、原則として船が船籍を置く国が責任を持っています。国際海運では早くから自由の原則が確立され、船の国籍を問わず自由に国際航路に参入できるようになっています。このため、競争が激しくなるとともに、船会社は所有船の船籍をリベリア、パナマ、カンボジアなどの国(便宜置籍国)に置き、コスト削減を図るようになりました。

しかし、初期の便宜置籍国は安全規制に十分な能力を持たず、便宜置籍国の船が世界各地で事故を起こし、油流出による海洋汚染や沈没による航路障害を引き起こしました。1978年には便宜置籍国に船籍を置く巨大タンカーが操舵装置の故障からフランス沖で座礁し大量の原油を流失、沿岸国に多大の被害をもたらしました。事故の影響を被った欧州各国は、寄港する外国船の安全性を確認する必要があるとの認識を持ち、Port State Control (PSC; 寄港国検査)と呼ぶ立入検査で確認しようとしました。ただし、PSCの実施には次のような問題がありました。

- 1. 近隣の港湾間で、不適切な競争を招く恐れがある。例えば、A港が厳しく、 隣接するB港が安易なPSCを行えば、船はB港に流れる。
- 2. 船側にとっては、寄港国毎に立入検査されれば円滑な運航に支障が出る。これらを解決するには、一定地域において統一的手法で PSC を行うとともに、ある港の PSC で優良船と判定されれば一定期間は近隣港では PSC を行わない等、一定地域での国際協力が必要になります。このため、欧州各国は、1982 年にパリで「PSC に関する地域協力に関する覚書(Memorandum of Understanding)」(パリ MOU) を採択しました。パリ MOU により欧州では PSC が組織的に始まり、国際基準を満足しない船(サブスタンダード船)が減少しました。

国連の専門機関である国際海事機関は、パリ MOU の成果を踏まえ、他の地域でも同様の措置を講じることを促すため、「PSC に関する地域協力の促進に関する総会決議」を 1991 年に採択しました。これを受け、日本がイニシアチブをとり 1993 年に東京で「アジア太平洋地域における PSC の地域協力に関する覚書」(東京 MOU)が採択されました。現在、日本、中国、韓国、オーストラリア等の18か国・地域が東京 MOU のメンバーになっています。

PSC の地域協力を実効あるものとするには、PSC に関する統一的手法、情報共有化、情報公開などに関する詳細を定めなければなりません。これには、加盟当局間の意見調整が必要になります。また、統一的手法の徹底や情報システムの円滑な運用には、PSC 関係職員に対する研修やセミナーが必要になります。

本財団は、東京 MOU メンバー間の意見調整などを円滑に実施できるようにする MOU 事務局事業と各国 PSC 関係職員の研修等を企画・実施する研修事業を行っています。なお、アジア太平洋地域には発展途上国も多く、東京 MOU により多くの国が参加できるように日本の民間資金を活用し各国の資金負担を軽減しています。

#### 第2章 事業報告

#### 1. MOU事務局事業

- 1) 2011 年 4 月 18~21 日、韓国・プサンで第 21 回 P S C 委員会 (議長:シンガポール Mr. Ong Hua Siong) を開催しました。同委員会には、18 加盟当局中の 16 当局 (豪州、カナダ、チリ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ及びベトナム)、準メンバーのマーシャル諸島及び 7 つのオブザーバー (マカオ、米国、黒海 MOU、インド洋 MOU、パリ MOU、南米 MOU 及び国際海事機関 (IMO)) が参加しました。本財団は、PSC 委員会の日程調整、各加盟当局及び事務局提案文書の各国への回章、事務局提案文書の委員会での説明、報告書の作成等を行っており、委員会事務局の役割を担っています。第 21 回 PSC 委員会の主な決定事項等は、以下のとおりです。
  - ① 悪質船 (under-performing ships:1年に3回以上航行停止処分を受けた船) に対する暫定措置 (旗国及び船主への通告、Web での公表、寄港毎の検査) を引き続き実施する。
  - ② 2009年に実施した救命艇に関する集中検査の解析結果並びに2011年9~11 月に実施する船体構造及び満載喫水線に関する集中検査の実施要領等を承認するとともに、2012年の集中検査テーマを火災安全とする。
  - ③ パリ MOU が導入した新たな検査手順について検討し、概ね同様な手順を導入することとし、詳細をインターネット作業部会で検討する。
  - ④ IMO が開発中の情報システムに対し、東京 MOU の検査データを提供することとし、本件に関する IMO との合意文書を締結する。
  - ⑤ 事務局事業に対する各国拠出金:総額365 千 US ドルについて、円高等を踏まえ、2012 年度は総額450 千 US ドル、2013 年度には38 百万円とする。また、同総額は5 年毎に見直す。
  - ⑥ 次回会合は、2012 年 4 月にチリで開催する。



- 2) 上記委員会では、次回会合までの間、インターネットを通じた7つの作業部会を設置することが合意されました。これらの作業部会のリーダーは主に東京 MOU 加盟当局の担当者が努めますが、本財団はメーリングリストの整備、部会 討議への助言等を行い、円滑に作業部会が進捗するよう支援しています。
- 3) 2011 年 5 月 9 日、東京 MOU の 2010 年の活動状況をとりまとめた Annual Report 2010 を公表しました。同 Report には委員会の決定事項、研修等の開催状況、加盟当局が行った PSC 検査データの概要、当該データに基づき作成した旗国、政府代行機関別の格付等が記載されており、本財団が原案を作成し加盟当局の了承を取り公表しています。別添 1 に PSC 検査データの推移、別添 2 に旗国格付表、別添 3 に政府代行機関格付表を示しますが、概要は次のとおりです。
  - ① 過去2年連続前年を下回っていた検査率が、2010年は前年を上回った。また、航行停止処分数は前年を上回ったが、航行停止処分率は前年をわずかに下回った。
  - ② 旗国ブラックリスト (悪質) 掲載国は 15 カ国 (前年 13)、グレイリスト (中間) 掲載国は 20 カ国 (同 20)、ホワイトリスト (良質) 掲載国は 27 カ国 (同 27) であった。新たにブラックとなったのはバングラデシュとトルコの 2カ国、残るブラック 13 カ国は前年同様であった。
  - ③ 政府代行機関の評価では、"very low"の機関は 2(前年 3)、"low"は 2(同 6)、"medium"は 16(同 17)、"high"の機関は 16(同 11)であった。 成績の悪い機関が減少し、良い機関が増加した。
- 4) 2011 年 5 月 10~14 日、イタリア・ナポリで開催されたパリ MOU・PSC 委員会に 出席し、集中検査の共同実施等について協議しました。また、同年 6 月 14~16 日に英国ロンドンで開催された IMO 主催の PSC 関連 Workshop に出席し、東京 MOU の活動状況等を報告しました。当該 Workshop では、集中検査の共同実施、 IMO 情報システムへの検査データ等の提供、技術協力の充実強化等が討議されました。 さらに、2012 年 3 月 26~30 日、英国ロンドンで開催された IMO 旗国 小委員会に出席し、東京 MOU の活動状況等を報告しました。
- 5) 2011 年 9 月 1 日から 11 月 30 日まで、船体構造及び満載喫水線に関する集中検査をパリ MOU 等と協調して実施しました。当該集中検査の結果概要は、2012 年 2 月に一般向けに公表しました。詳細な分析結果は、2012 年 4 月の PSC 委員会で承認を受け、IMO 等に提出する予定となっています。
- 6) 2011 年 9 月 29 日から 3 日間、ウラジオストックでロシアのデータセンターと の定期会合を開催し、新コードの導入時期等について調整しました。
- 7) PSC 委員会で決定した基本方針に基づき PSC 標準マニュアルの改訂作業を進め、2011 年 7 月及び 12 月に各国へ改訂版を送付しました。
- 8) 一般公開用英文ホームページ (<a href="http://www.tokyo-mou.org/">http://www.tokyo-mou.org/</a>) での情報提供について、今年度から「悪質船リスト (list of under-performing ships)」を公開するなど充実強化しました。

#### 2. 研修事業

- 1) 2011 年 6 月 6 日から 2 週間、マレーシア・コタキナバルへ韓国から専門家 2 名を派遣し海洋汚染防止条約に関する研修を実施しました。マレーシア PSC 当 局職員 25 名が参加しました。専門家の派遣旅費等は、本財団が負担しました。
- 2) 2011 年 7 月 25 日から 4 日間、シンガポールでセミナーを開催しました。同年 9 月から開始される「船体構造及び満載喫水線に関する集中検査」に係る実施 要領、救命艇のリリーズフックに関する新基準等に関する講義、旗国等から抗 議があった事案等に関するケーススタディーが行われました。16 カ国から 25 名が参加しました。本セミナーは、本財団が主催し開催費用及び途上国参加者 8 名の旅費を負担しました。



3) 2011 年 8 月 29 日から 4 週間、日本で一般研修を実施しました。東京 MOU 域内 12 カ国、域外 6 カ国から合計 20 名が参加しました。前半 2 週間は横浜で講義、後半 2 週間は 5 か所の地方運輸局に分散し実船訓練が行われました。本研修は、本財団が主催し開催費用及び途上国参加者 8 名の旅費を負担しました。また、IMO が域外からの参加者 7 名の旅費を負担しました。





靠義 実船訓練

4) 2011 年 10 月 17 日から 2 週間、フィリピンへ日本から専門家 2 名を派遣し海上 人命安全条約及び PSC 検査報告書作成に関する研修を実施しました。フィリピ ン PSC 当局職員 32 名が参加しました。専門家の派遣旅費等は、本財団が負担しました。

- 5) 2011 年 11 月 14~17 日、カナダで近い将来に発効すると見込まれる海事統合労働条約に関する専門研修を実施しました。16 カ国から25 名が参加しました。 本財団は、当該研修の開催費用及び途上国参加者7名の旅費を負担しました。
- 6) 2012 年 2 月 13~15 日、ベトナムで PSC 検査データの入力に使用する新コードシステムに関する専門研修を実施しました。16 カ国から 43 名が参加しました。本財団は、当該研修の開催費用及び途上国参加者 8 名の旅費を負担しました。
- 7) 東京 MOU 域内 PSC の調和を促進するための検査官交流について、今年度はカナダ→中国、豪州→シンガポール、ロシア→豪州、シンガポール→カナダ、香港→韓国、日本→香港の6件を実施しました。本財団は、当該交流に要する旅費を負担しました。

#### 3. その他関連事業

公益財団法人日本財団の助成により、インド洋 MOU への専門家派遣事業を 2009 年度から 3 年計画で実施しています。東京 MOU 域内の検査件数は増加していますが、検査しきれない船も依然として多く存在します。未検査の船を減らす方策の一つとして、隣接する地域組織(インド洋や南米などの MOU)と連携を図り、東京 MOU 地域と隣接地域を往来する船舶に対する検査を確実に実施することが適切と考えました。このため、検査技術・件数も十分とは言えない隣接する PSC 地域組織に東京 MOU 域内の専門家を派遣し、能力アップを図る事業を始めることとしました。

今年度は、2012年3月5日~16日に南アフリカ・ダーバンに専門家(豪州、日本、香港及び本財団職員)を派遣し研修を実施しました。8カ国から16名が参加しました。本財団は専門家の派遣費用を負担し、IMOが参加者6名の旅費を負担しました。

3年間の本事業の下、イラン、インド、ケニア及び南アフリカに専門家を派遣し研修を実施しました。専門家の指導により PSC 標準マニュアル等の徹底が図られ、適切かつ効率的な検査が行われるようになり、検査件数が増加するなどの効果がありました。また、ケニアでの研修から研修の有用性に着目した IMOが研修参加者数名分の旅費を負担してくれるようになりました。

#### 第3章 管理業務

#### 1. 理事会及び評議員会

- 1) 理事会の開催状況は、次のとおりです。
- ② 第 48 回:2011 年 9 月 28 日、議題=最初の評議員の選任、公益目的事業、 定款変更案、来期の評議員及び役員、役員の報酬等に関する規程、会計に 関する主な方針
- ③ 第49回: 2011年11月22日、議題=定款の変更の案、今後の定款の変更の 案の修正
- ④ 第50回:2012年3月22日、議題=平成23年度収支予算の変更、平成24年度事業計画及び収支予算、公益法人への移行に伴う諸規程の改正、役員報酬、顧問の委嘱
- 2) 評議員会の開催状況は、次のとおりです。
- ① 第 25 回: 2011 年 6 月 21 日、議題=平成 22 年度事業報告及び決算報告、公 益法人改革への対応方針
- ② 第 26 回:2011 年 9 月 27 日、議題=最初の評議員の選任、公益目的事業、定款変更案、来期の評議員及び役員、役員の報酬等に関する規程、会計に関する主な方針
- ③ 第 27 回: 2011 年 11 月 22 日、議題=定款の変更の案、今後の定款の変更の 案の修正
- ④ 第 28 回:2012 年 3 月 21 日、議題=平成 23 年度収支予算の変更、平成 24 年度事業計画及び収支予算、公益法人への移行に伴う諸規程の改正、役員報酬、顧問の委嘱

#### 2. 事務局組織

平成23年度末現在の事務局組織図を別添4に示します。

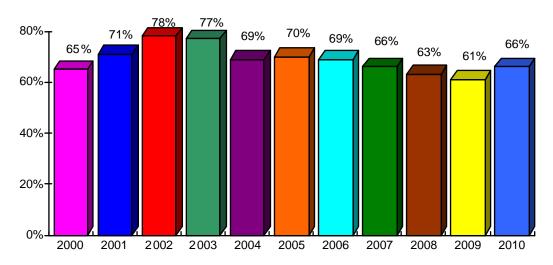
#### 3. 財産等

- 1) 平成23年度末の基本財産は5千万円であり、長期債券で運用し満期保有目的債券としています。本財団の最も大きな財産である研修事業基金(額面20億円)は、各種債券及び銀行預金で運用し時価評価をしています。
- 2) 本財団の主な収入は、各国拠出金、日本財団助成金及び研修事業基金運用益です。各国拠出金は、総額が米ドルで定められ円高により円ベースの収入が減少したため、第2章1.1)⑤の値上をするとともに、平成25年度からは円建てとしました。なお、平成24年2月以降、金利が一段と低下しており、運用益の減少が懸念されます。

#### 4. その他

公益財団法人への移行について、平成24年3月21日に移行認定を受け、同年4月1日に移行登記を行いました。

## 東京 MOU 域内の検査率

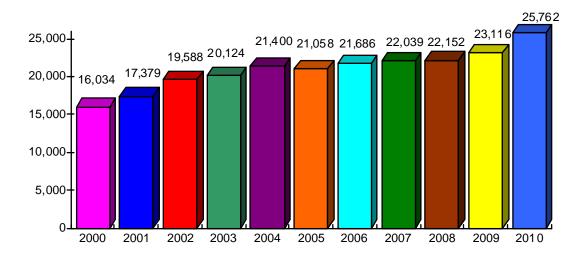


検査率=個別検査隻数/個別入域船舶数(%) 個別検査隻数:同一船を2回以上検査しても1隻 個別入域船舶数:同一船が2回以上入域しても1隻

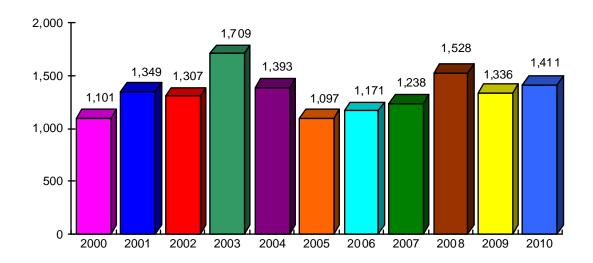
#### (解説)

アジア太平洋地域の経済発展により入域船舶数が増加し、検査率が減少していたが、2010年は検査隻数が大きく増加し検査率が前年度を上回った。

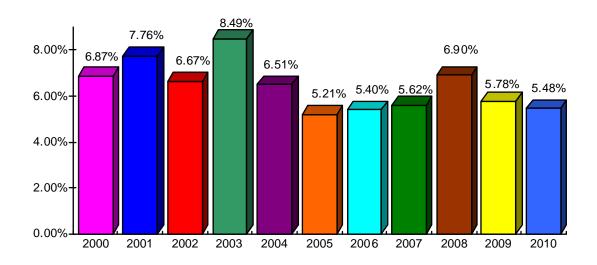
## 検査件数



## 航行停止処分数



# 航行停止処分率



#### (解説)

検査件数の増加に伴い航行停止処分数も増加したが、検査件数の伸び(前年比11.4%)に比べ航行停止処分数の伸び(前年比5.6%)は小さく、航行停止処分率は前年に比べ若干減少した。

2010 年旗国格付 ブラックーグレイーホワイトリスト

	ックークレ	1 417	1 トッハト							
Flag	Inspections 2008-2010	Detentions 2008-2010	Black to Grey Limit	Grey to White Limit	Excess Factor					
BLACK LIST										
Sierra Leone	355	84	33		5.34					
Georgia	274	66	27		5.31					
Cambodia	5,109	877	388		4.10					
Papua New Guinea	45	11	6		3.56					
St. Kitts & Nevis	181	34	19		3.41					
Korea, Democratic People's Republic	343	59	32		3.33					
Mongolia	520	84	46		3.20					
Indonesia	592	86	52		2.74					
Kiribati	474	67	43		2.54					
Bangladesh	32	6	5		1.64					
Tuvalu	526	58	47		1.63					
Thailand	959	97	81		1.53					
Belize	1,154	111	96		1.42					
Viet Nam	1,610	150	130		1.39					
Turkey	156	18	17		1.24					
	GF	REY LIST								
Maldives	47	6	7	0	0.90					
Curacao	63	7	8	1	0.84					
India	270	21	26	12	0.64					
Barbados	57	5	8	0	0.64					
Saint Vincent and the Grenadines	830	60	71	46	0.58					
Tonga	43	3	6	0	0.50					
Dominica	89	6	11	2	0.47					
Saudi Arabia	32	2	5	0	0.46					
Iran	52	3	7	0	0.41					
Malta	1,495	99	121	88	0.33					
Gibraltar (UK)	128	7	14	4	0.31					
Belgium	66	3	9	1	0.29					
Cook Islands	32	1	5	0	0.28					
Taiwan, China	214	12	22	8	0.28					
Egypt	33	1	5	0	0.27					
Croatia	74	3	9	1	0.23					
Myanmar	51	1	7	0	0.13					

	Inspections	Detentions	Plack to Crev	Grey to White	Excess
Flag	2008-2010	2008-2010	Limit	Limit	Factor
Malaysia	638	36	56	34	0.11
Switzerland	61	1	8	0	0.07
Italy	337	16	32	15	0.04
	WH	IITE LIST			
Kuwait	36	0		0	0
Cyprus	1,411	72		83	-0.27
Isle of Man (UK)	315	12		14	-0.27
Panama	22,441	1,261		1,507	-0.37
Antigua and Barbuda	1,287	58		75	-0.47
Russian Federation	946	39		53	-0.54
Netherlands	381	12		18	-0.63
Marshall Islands	2,201	94		134	-0.65
Philippines	622	21		33	-0.71
United States of America	108	1		3	-0.76
Sweden	76	0		1	-0.81
Vanuatu	278	6		12	-0.89
Liberia	4,276	159		271	-0.92
Greece	753	22		41	-0.94
France	123	1		3	-0.94
Norway	625	17		33	-0.97
Cayman Islands (UK)	242	4		10	-1.03
Bahamas	1,731	53		103	-1.05
Bermuda (UK)	183	2		7	-1.14
Japan	341	6		16	-1.16
Denmark	351	6		16	-1.20
Singapore	3,618	101		228	-1.24
United Kingdom (UK)	555	10		28	-1.32
Germany	663	10		35	-1.49
Korea, Republic of	3,428	60		215	-1.62
Hong Kong, China	4,602	80		293	-1.64
China	2,064	26		125	-1.76

# 参考:パリ MOU の旗国格付

# Black -Grey -White lists

Flag	Inspections 2008-2010		Black to Grey Limit	Grey to white limit	Excess factor
Black list <b>2008-2010</b>	)				
Korea, Democratic People's Rep.	45	17	6	Very High Risk	7.31
Libyan Arab Jamahiriya	47	14	7	High Risk	5.09
Togo	150	37	16		5.02
Sierra Leone	570	114	50		4.44
Montenegro	34	10	5		4.43
Albania	222	44	22		3.86
Moldova, Republic of	461	77	42		3.31
Cambodia	863	135	73		3.22
St Kitts and Nevis	488	76	44		2.99
Comoros	644	98	56	Medium	2.99
Georgia	776	106	67	Risk to	2.57
Bolivia	40	8	6	High Risk	2.24
Lebanon	72	12	9		2.04
Syrian Arab Republic	246	33	24		2.02
Tanzania United Rep.	65	10	8	Medium	1.62
Ukraine	471	50	43	risk	1.47
St Vincent and the Grenadines	1,957	168	156		1.19
Azerbaijan	69	9	9		1.07

Flag	Inspections 2008-2010	Detentions 2008-2010	Black to Grey Limit	Grey to White Limit	Excess Factor					
Grey list <b>2008-2010</b>										
Egypt	112	12	13	3	0.92					
Cook Islands	150	15	16	5	0.90					
Viet Nam	37	5	6	0	0.89					
Dominica	167	16	18	6	0.86					
Algeria	98	10	12	2	0.84					
Slovakia	234	21	23	9	0.83					
Honduras	65	7	8	1	0.82					
Tunisia	57	6	8	0	0.77					
Jamaica	48	5	7	0	0.74					
Mongolia	43	4	6	0	0.65					
Tuvalu	36	3	6	0	0.58					
Morocco	153	11	16	5	0.53					
Saudi Arabia	62	3	8	1	0.32					
Bulgaria	230	13	23	9	0.27					
Belize	660	40	57	35	0.23					
Curacao	599	35	53	31	0.18					
Malaysia	74	2	9	1	0.11					
Switzerland	94	3	11	2	0.11					
Faroe Islands	157	6	17	5	0.07					
Vanuatu	177	7	18	6	0.06					
Latvia	144	5	16	5	0.04					
Iran, Islamic Republic of	146	5	16	5	0.03					
Thailand	128	4	14	4	0.03					
United States of America	128	4	14		0.03					

Flag	Inspections 2008-2010	Detentions 2008-2010	Black to Grey Limit	Grey to White Limit	Excess Factor
White list 200	8-2010				
Kazakhstan	30	0	5	0	0.00
Qatar	30	0	5	0	0.00
Philippines	231	8	23	9	-0.24
Panama	8,385	476	626	548	-0.30
Korea, Republic of	201	6	21	8	-0.35
India	138	3	15	4	-0.41
Japan	89	1	11	2	-0.44
Turkey	2,294	108	181	140	-0.50
Lithuania	227	6	23	9	-0.57
Spain	278	8	27	12	-0.59
Russian					
Federation	1,965	80		118	-0.70
Barbados	527	15	47	27	-0.87
Cayman Islands, UK	286	6	28	12	-0.93
Antigua and	200		20	12	0.00
Barbuda	5,235	195	397	336	-0.94
Luxembourg	196	3	20	7	-0.96
Malta	5,569	200	422	358	-0.99
Poland	202	3	21	8	-1.00
Portugal	542	13	48	28	-1.05
Croatia	178	2	19	6	-1.10
Liberia	4,461	132	341	284	-1.20
Cyprus	2,694	76	211	166	-1.20
Estonia	104	0	12	2	-1.25
Gibraltar, UK	1,301	29		75	-1.33
Belgium	231	2	23	9	-1.41
Norway	2,323	51	183	142	-1.42
Marshall Islands	2,260	49	179	138	-1.42
Ireland	182	1		7	-1.43
Bahamas	3,628	75		228	-1.51
Singapore	1,375	24		80	-1.52
Hong Kong, China	1,422	22		83	-1.61
Greece	1,475	22		87	-1.63
Italy	1,487	22		87	-1.64
Man, Isle of, UK	883	11		49	
China	250	1		10	-1.68
Finland	624	6		33	
Denmark	1,385	17		81	-1.73
France	355	2		16	-1.73
Netherlands	3,860	54		244	-1.75
United Kingdom	2,007	25		121	-1.76
Sweden	984	9		55	
Germany	1,388	14		81	-1.81
Bermuda, UK	270	0	26	12	-1.91

# 政府代行機関格付

	124/14 1	小儿儿双民	, i i i i			
Recognized organization (RO)	No. of overall inspections 2008-2010	No. of RO responsible detentions 2008-2010	Low/medium Limit	Medium/high Limit	Excess	Performance level
Union Bureau of Shipping	2,743	110	67	42	2.42	
Korea Classification Society (former Joson Classification Society)	341	16	12	2	2.02	Very low
International Register of Shipping	1,198	35	32	15	1.19	
Global Marine Bureau	2,365	60	59	36	1.04	Low
Biro Klasifikasi Indonesia	267	9	10	1	0.93	
International Ship Classification	1,187	30	32	15	0.87	
Universal Maritime Bureau	956	24	27	11	0.82	
Maritime Technical Systems and Services	193	6	8	0	0.79	
INCLAMAR (Inspection y Classification  Maritime, S. de. R.L.)	594	15	18	6	0.76	
Overseas Marine Certification Services	514	11	16	5	0.56	
Croatian Register of Shipping	95	2	5	0	0.52	
Hellenic Register of Shipping	66	1	4	0	0.43	Medium
Isthmus Bureau of Shipping	1,509	28	40	21	0.38	
Polski Rejestr Statkow	95	1	5	0	0.34	
Panama Bureau of Shipping	179	2	7	0	0.28	
Panama Shipping Registrar Inc.	532	8	16	5	0.27	
International Naval Surveys Bureau	151	1	6	0	0.20	
Panama Register Corporation	221	2	8	0	0.19	
Panama Maritime Documentation Services	559	7	17	5	0.15	
Intermaritime Certification Services, S.A.	758	10	22	8	0.12	
Panama Maritime Surveyors Bureau Inc	503	4	16	4	-0.11	
Viet Nam Register of Shipping	1,761	23	45	25	-0.14	
Indian Register of Shipping	282	1	10	1	-0.16	High
China Corporation Register of Shipping	1,025	10	28	13	-0.32	
Belize Maritime Bureau Inc.	211	0	8	0	-0.33	

Recognized organization (RO)	No. of overall inspections 2008-2010	No. of RO responsible detentions 2008-2010	Low/medium Limit	Medium/high Limit	Excess	Performance level
Universal Shipping Bureau	272	0	10	1	-0.70	
Russian Maritime Register of Shipping	1,710	6	44	24	-1.37	
Bureau Veritas	6,221	20	143	106	-1.58	
Nippon Kaiji Kyokai	21,983	73	474	405	-1.62	
Lloyd's Register	8,359	25	189	146	-1.63	
Det Norske Veritas	7,574	21	172	131	-1.65	
American Bureau of Shipping	6,058	16	140	103	-1.66	
Germanischer Lloyd	6,613	10	151	113	-1.80	
China Classification Society	6,246	7	144	106	-1.85	
Korean Register of Shipping	6,237	6	143	106	-1.87	
Registro Italiano Navale	1,181	0	32	15	-1.92	

参考:パリ MOU 政府代行機関格付

## Recognized Organization performance table 2008 - 2010

Recognized organization*		Inspections	Detentions	Low /Medium Limit	Medium/High Limit	Excess Factor	Performance level
Phoenix Register of Shipping (Greece)	PHRS	86	10	4	0	5.63	Very low
Register of Shipping (Albania)	RSA	218	17	8	0	4.12	
International Register of Shipping (USA)	IRS	1,427	63	38	19	2.57	
Bulgarski Koraben Registar	BKR	422	20	14	3	2.21	
Universal Shipping Bureau (Panama)	USB	224	9	8	1	1.19	Low
Shipping Register of Ukraine	SRU	720	16	21	8	0.62	
Panama Maritime Documentation Services	PMDS	168	4	7	0	0.59	
Panama Register Corporation	PRC	174	3	7	0	0.43	
China Corporation Register of Shipping	CCRS	78	1	4	0	0.39	Medium
Isthmus Bureau of Shipping (Panama)	IBS	410	7	13	3	0,38	
Croatian Register of Shipping	CRS	277	4	10	1	0,32	
Indian Register of Shipping	IRS	153	1	6	0	0.19	
INCLAMAR (Cyprus)	INC	161	1	7	0	0.18	
International Naval Surveys Bureau (Greece)	INSB	1,052	14	29	13	0.06	
RINAVE Portuguesa	RP	66	0	4	0	0.00	
Hellenic Register of Shipping (Greece)	HRS	688	7	20	7	-0.04	
Polski Rejestr Statkow	PRS	933	6	26	11	-0.70	
Russian Maritime Register of Shipping	RMRS	7,072	38	161	122	-1.32	
China Classification Society	CCS	976	2	27	12	-1.46	
Turkish Lloyd	TL	1,654	4	43	23	-1.54	
Nippon Kaiji Kyokai (Japan)	NKK	7,007	21	160	120	-1.62	
Korean Register of Shipping (Korea. Rep. of)	KRS	880	1	25	10	-1.62	High
Bureau Veritas (France)	BV	14,172	28	311	256	-1.77	
Lloyd's Register (UK)	LR	15,364	29	336	278	-1.78	
Germanischer Lloyd	GL	17,086	27	372	311	-1.82	
Det Norske Veritas	DNCV	13,838	21	304	249	-1.82	
American Bureau of Shipping (USA)	ABS	6,111	4	141	104	-1.91	
Registro Italiano Navale	RINA	3,329	1	80	53	-1.94	

In this table only Recognized Organizations that had more than 60 inspections are taken into account. The formula used is identical to the one used for the Black Grey and White list. However, the values for P and Q are adjusted to P=0.02 and Q=0.01

<sup>\*</sup>Where a country is shown after a Recognized Organization this indicates its location and not necessarily any connection with the maritime administration of that country.

# 事務局組織図

平成 24 年 3 月 31 日現在

